

令和7年(2025年)8月21日
人事行政制度調査審議会 資料

② 非正規職員の給与体系の見直し

総務部

② 非正規職員の給与体系の見直し

今後の方向性について

会計年度任用職員の給料表

本年8月7日に行われた人事院勧告では、月例給は各級・号俸で改定率の平準化が図られた引上げとなつており、これに準じた改定を実施した場合に、職種間の均衡に大きな偏りがあるといった課題は生じないものであることから、会計年度任用職員の給料表については、地方公務員法の給与決定の原則に基づく総務省の助言、他団体の状況を踏まえ、今後も引き続き、正職員の給料表を準用していく。

また、給料表の改定についても、常勤職員に準じた取り扱いを基本として実施するものとする。

② 非正規職員の給与体系の見直し

任期付職員の給料表

任期付職員の給料表については、地方公務員法の給与決定の原則に則り、これまで同様に、会計年度任用職員と同じく、本市の常勤職員の給料表を基礎としたものとする。

任期付職員の給料表は1の1号給から4の3号給までの構成となっており、準用する給料表は、これまで同様に行政職給料表の1級とする。その中において準用する号給については、1の1号給は高卒初任給基準とし、1の2号給以降の号給は高卒初任給基準に係る号給から4号給を順次加算した号給を基本とする。

また、給料表の改定についても、常勤職員に準じた取り扱いを基本として実施するものとする。